

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 (第4回) 議事要旨

- 1 日時：令和4年6月14日（火）10:00～12:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
谷川座長、中村座長代理、大谷構成員、越塚構成員、関構成員、巽構成員、長田構成員、増島構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
西口日本郵政株式会社常務執行役、大角日本郵政株式会社 DX 推進室長、小池日本郵便株式会社常務執行役員、五味日本郵便株式会社執行役員、赤阪個人情報保護委員会事務局参事官、西岡内閣官房郵政民営化推進室副室長
 - ・ 総務省
金子総務大臣、竹内総務審議官、今川郵政行政部長、高田企画課長、松田郵便課長、小林貯金保険課長、寺村信書便事業課長

4 議事

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案）について
 - ② 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正（案）について
 - ③ 意見交換
- (3) 閉会

5 議事要旨

- (1) 開会
(事務局より開会の宣言。冒頭、金子総務大臣より挨拶。)
金子総務大臣： 本日も御多用のところ、構成員皆様に御出席をいただき心から感謝を申し上げます。
昨年10月より、本検討会において、信書の秘密や個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、日本郵政グループの持つデータの有効活用の促進に向け、熱心に御議論いただいた。その結果、郵便局が保有するデータは、地方公共団体等の公的機関をはじめ、民間企業からも活用ニーズがある一方で、活用を促進するためには、日本郵政グループの信頼回復やガバナンス体制の強化といった取り組むべき課題も明確となった。
本日は、公的な要請に応えるデータ活用を推進するための指針や、郵便局データの活用を一層促進させる取組をまとめたロードマップを含む本検討会の報告書案について、取りまとめに向けて審議いただくと伺っている。
全国2万4,000局の郵便局ネットワークと、そのデータを社会として有効活用することは、今後の郵政事業の維持発展のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも寄与するものと期待している。総務省としても、本検討会の取りまとめを受け、しっかりと取り組んでまいらる。本日も忌憚のない御議論をお願い申し

上げる。

(2) 議題

- ① 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」
報告書（案）について
（事務局より、資料4-1に基づき、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の報告書案について説明があった。）

- ② 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」
を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正（案）について
（事務局より、資料4-2に基づき、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正案について説明があった。）

- ③ 意見交換
（各構成員より、以下のとおり意見があった。）

大谷構成員： これまでの検討の内容を「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の報告書（以下、「報告書」）案及び郵便分野ガイドラインの解説（以下、「ガイドライン解説」という。）の改正案に丁寧にまとめていただき、感謝。

本日の説明を伺い、郵便事業で保有されている情報は、郵便事業の公共性という性質上、唯一無二の網羅性のある広い顧客基盤を持っており、日々の事業活動によってデータが常に更新されているという特徴を十分に勘案していく必要があることを改めて理解した。前回の検討会でも構成員の方がデータを宝の山と表現されていたが、そのとおりと感じている。宝の持ち腐れにしないためには、データの公共性に着目した情報提供に関するルールの整備と、一旦整備されたルールを遵守し、また、必要に応じて見直すという運用体制の両輪が必要と考える。

今回説明いただいたように、報告書及びガイドライン解説では、ルールの整備の面では目処がついたと考えているが、当該ルールを多数の職員に周知し、また、適切に運用していく体制作りの面では、緒に就いたところと考えている。その点は、日本郵便だけではなく、弁護士会照会を実施する弁護士会等においても同様であり、弁護士会での取組にも期待している。5月に改正された民事訴訟法でも氏名や住所等を秘匿決定する手続を定める等、社会全体として、社会生活に支障を生ずるようなデータの濫用を防止する仕組みを構築しようとしていることから、今後、データの取扱いについての慎重なルールというのは、弁護士会でも十分に対応いただけるものと考えている。

日本郵便での運用体制を構築する上での留意点として、ガイドライン解説及び報告書のそれぞれについて、1点ずつコメントさせていただく。

まず、ガイドライン解説の184ページから始まる地方公共団体等からの委託を受けて受託調査業務を行う場合の留意点において、郵便局データの特性や公共性に配慮した記述を多く補っていただいた点に今回のガイドライン解説の特徴があると考えている。一般的な個人情報取扱事業者として求められる義務が加重されたというよりは、公共性の点から望ましい在り方を明確に示したもの

になっているかと思う。前回の発言を踏まえて追記いただいたとおり、地方公共団体等の受託によってデータの提供をする場合、その公益性の観点から、委託元に個人情報の利用目的や、個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましい旨の記述を入れていただいたことについて、受け止めていただき、運用体制の構築のためにも利用いただきたい。

また、報告書について、利用者によるデータコントロールを可能とするオプトインモデルは 2023 年度を目処に仕組みを構築と記載がある。やはりオプトインモデルは世界的な潮流であると考えており、データの主体である本人を中心とするようなモデルが構築されていくことに期待している。

越塚構成員： 短期間でここまで議論を取りまとめていただき、感謝。私も意見で申し上げたスマートシティ等による様々な地域課題の解決について、現在日本でもデータを活用した取組が様々な場で行なわれているが、そのような取組への積極的な貢献に関しても触れていただき感謝。

報告書全体について、やるべきことの項目に関しては、様々な御意見もまとまっており、特に異論はない。1点だけ申し上げるとすると、報告書の性格にもよるが、ロードマップにアクションを起こしていくことへの指針を時間軸も含めてある程度提示するという意義があるとする、いつまでに何をやるのか曖昧な部分があるため、それを今後どのように具体化していくかの記載があると良いのではないかと。例えば、大事なところが 2025 年まで段階的な展開とのみ記載されていたり、オープンデータは検討だけで終わっていたり、地図データも収集で終わっていたりする、その辺りをもう少し具体化されると良い。現在、この報告書の時点でなかなか決まらないということであれば、今後どうしていくかという点が分かる形にすると良いのではないかと。

松田郵便課長： ロードマップについては、日本郵政及び日本郵便が主体であるため、彼らの経営判断の中で、どこまでコミットできるかを記載いただいている。総務省の取組として挙げているアドバイザリーボードは今秋にしっかりと立ち上げるが、日本郵政及び日本郵便はあくまで民間企業であるものの、データ活用の部分についてはスケジュール感を持って進めていくというところで、現時点でのコミットメントとして示されたもの。今後、アドバイザリーボードにおいて本ロードマップのフォローアップも行っていくため、具体的な部分についてはしっかりと協議を進めていきたい。

関構成員： 多岐にわたるユースケースや論点を分かりやすく整理していただき、感謝。特に地方公共団体や弁護士会からの具体的なニーズに関しても、ガイドライン解説が改定され、運用がしやすくなったと感じる。是非総務省においても、しっかり自治体の現場に届くよう、分かりやすい形で周知をしていただきたい。

一方で、スマートシティや民間利用に関しては、これから整理すべきことが多くあると考えている。まず、データをオープンデータ化するのか、公益のために活用するのか、もしくはビジネスとして特定の企業に売ることといった点について、明確な線引きは難しいと思うが、どのように線引きするか。その中で重要なのは、現場の具体的なユースケースを拾い、対話を続けていくことであると考える。特にスマートシティでの活用は、期待できるユースケース

が多くあると考えられる。例えば地域での実証実験の実施や、地域のスマートシティ関連の協議会への参加を通して、データのユースケースや、ゆうびん ID を使ったオプトインモデルの構築の具体的なワークフロー等、分かることが多くあると考えられるため、是非積極的に参加していく動きを今後続けていただきたい。

また、総務省側のアドバイザリーボードに期待している。是非そういった場で、検討状況、ユースケース及び考えられるリスク等を国民にも引き続きオープンにしていく形で進めていただけるとありがたい。

巽構成員： 第1回の検討会で、郵便ガイドライン、信書便ガイドラインの所管が総務省の単独であるということが良いのかという問題提起をさせていただき、結果的に今回、個人情報保護委員会との共管という形で整理がされたということに関して、関係各位に御礼を申し上げたい。

個人情報保護委員会との共管となったことで、郵便法の執行と平仄を合わせつつ、個人情報保護法についてもより実効的な法執行が可能となったと捉えられる。また、個人情報保護法制は非常に速いスピードで動いており、そのガイドライン類も膨大なものが次々に更新されていく状況にあるため、それに郵便分野が適時にキャッチアップする体制が整ったという意味でも非常に重要なことだと思う。さらにいえば、信書の秘密に関するルールと個人情報保護に関するルールの整合性について、議論を深めていくためのきっかけともなろう。

他方で、今回のガイドライン解説案の全体を見ると、改正前と比べ、倍近くの分量に肥大化しており、これを適切に運用していくためには、総務省郵便課と個人情報保護委員会が引き続き綿密に連携を取っていただくことが不可欠であるし、日本郵政グループとしては、先ほど言及のあった「データガバナンスWG (仮称)」等で、このガイドラインの内容を綿密に検討し、主体的に実務を回していけるように取り組んでいただきたい。

今回のガイドライン改正の大きなテーマであった公的主体等へのデータ提供の範囲という件に関しては、当然ながら、今後も総務省のアドバイザリーボードや個人情報保護委員会で状況を整理し、問題を提起していくことが必要であるが、まずは日本郵政グループが自らニーズを敏感にキャッチし、事業に落とし込むという形で、提供範囲の精緻化に主体的に取り組んでいただきたい。

長田構成員： これまでの検討を丁寧にとめていただき感謝。どのようなデータを保有しているかについて、丁寧に記載されていることにも、大きな意義があると考えている。

郵便局が保有するデータが非常に重要なものであり、利用の在り方に対しては、今回まとめていただいたガイドラインに沿って、関係者が確固たる信念を持って取り扱っていくことが重要である。担当者レベルや役員が分かっているだけでいいというものではなく、取り扱う関係者全員が強くそれを理解し、認識することが重要であり、その上で、データの活用の検討が進んでいくということになると考える。

オプトインモデル等も検討は進めていくべきかもしれないが、まずは関係者の深い理解の下に、それを国民に丁寧に説明し、理解を得ていくことが重要になると考えるため、ロードマップのタイムラインは少し急いでいる印象もあるが、丁寧に進めていっていただきたいと期待をしている。

また、報告書案 19 ページのデータドリブンという表現は、専門家の先生方は理解できると思うが、郵便局や郵便が保有するデータというのは一人一人の生活に密に関わっているところであるため、もう少し丁寧に記載した方が良いのではないか。そのような気持ちを持って、今後も取り組んでいただきたい。

中村座長代理： データの取扱いに関しては、日本郵便という一企業の業務についてではあるものの、公益性が高く繊細な事項について、政府とステークホルダーと有識者が踏み込んだ議論を重ねていただき、落としどころを見つけることができたと思う。皆様の御尽力に改めて感謝と敬意を表する。

さらに、日本郵政には公益にかなうデータ活用を期待する。特にオープンデータの推進は是非進めていただきたい。同時に、データ取扱いに対する国民の信頼の回復とデータガバナンス体制強化に第一に取り組んでいただきたい。

併せて、総務省には期待も表明する。御説明いただいたようなアドバイザリーボードや協議の場の設定、あるいはデータ活用の支援、監督といった事項を着実に実施していただきたい。この報告がいかにか公益を増進したのか、今後の検証や評価が大事だと考えるため、御参加の皆様にも引き続き協力、注視していただくことも期待したい。

増島構成員： 日本郵政グループは、恐らく日本で一番個人情報を持っている民間事業者なのではないか。通常、民間企業が個人情報を集めるためには努力が必要であるが、日本郵政グループは、役割がそれを担保している部分があるため、その意味で、一般の民間事業者のデータ活用と全く同じとはいかない存在である。本検討会は、郵便事業を持続可能なものにするためにデータ活用の取組は必要である反面、活用方法等を国民の皆様と共に検討しようという位置づけであるのだろうと考えている。今後の検討における全体の構造論として、総務省のアドバイザリーボードが国民のエージェントとして活用方法を検討し、他方で、両輪として内部のデータガバナンスが非常に重要であるため、日本郵政グループの「データガバナンス WG (仮称)」でアカウントビリティーを確保するという仕組みであり、この両者の緊張関係をきちんと見ていくのが郵政行政モニタリング会合であると理解した。「データガバナンス WG (仮称)」については、一時的に問題に対応するために立ち上げてみたという類いのものではなく、本検討会のように、恒久的なデータ利活用のための全体の機構として立ち上げるという点は、日本郵政に再確認をしたい。不祥事案が発生した際、WG等を立ち上げたものの活発ではなくなりそのままやむやになるという話がよく起こるが、今回は、全体を仕組みとして動かしていくところに本質があるため、その点を確認したい。

また、日本郵政は民間事業者である一方、個人情報を日本で一番多く保有している民間事業者という位置づけでもあるため、特に公益のためにどのようにデータを活用して郵便事業を持続可能なものにするかという観点からのエンゲージメントはもう少し深くて良いのではないか。特に、近年は、共同規制という言い方をしているが、官民間わず、共通の目標を定めて協働していくモデルになっているため、総務省としてもそのような意識で本テーマを扱っていただき、日本郵政にもそのような観点からエンゲージをした方が良いのではないか。その意味では、ロードマップに現時点で詳細に記載ができない点があることはよく分かるが、逆に共同で進めていく場合は、イテレーションというか、PDCA

というか、継続的かつ流動的な活動として、社会と意思疎通しながら官民でどのように国民のためのデータ活用を進めていくかという、このメカニズムがもう少し明確になっていた方が良いのではないか。この辺の考えをお聞きしたい。

最後に、ロードマップの取組の多くが今秋からとなっているのは何故か。事務年度等の事情で今秋が丁度良いということかもしれないが、もっと早く始められるのではないか。

大角日本郵政 DX 推進室長： 「データガバナンス WG (仮称)」について、増島構成員の御指摘のとおり、仕組みとして動かしていくことが重要だと認識。在り方については、今後、変わっていく可能性があるため、これからグループ内で検討したいが、まずはWGとして立ち上げたいと考えている。

ロードマップの取組時期については、現在、日本郵政グループ内で、どのような形で取り組むか議論をしており、役割等、増島構成員から御指摘があったようなことも含め、グループ内で調整中であるため、今秋を目途にということと記載されている。

また、社会との意思疎通は重要と考えているため、しっかり取り組んで参りたい。

森構成員： 今回、信書の秘密が一般の個人情報とは違うものとして大きな議論となったが、電気通信事業法第4条と郵便法第8条がほぼ同じ条文になっており、電気通信事業法の通信の秘密に関する様々な解釈上の議論を郵便法でも参照することができ、バランスの取れた解釈論を郵便ガイドラインに記載することができたのではないか。他方で、「知り得た他人の秘密」については、通信ではあまり議論がなかった一方、郵便の方には裁判例があり、逆に通信の方で参考になることもあるかと感じた。

総務省の所管分野では、電気通信事業分野、放送分野、郵便分野の順番で事業者の数が少なくなる。電気通信事業者は大小様々な事業者が多くあるが、放送事業者は比較的大きな事業者が中心で、NHK においては非常に多くの契約者情報を保有している。郵便事業者は1社ということになり、恐らく一番多い個人情報をも1社で保有している。郵便分野は事業者の数が少なく、公共性が一番高い。例えば、電気通信分野は、大きい事業者は一定の公共性があるため、そうでなければビジネスの情報として積極的にデータ活用を推進していきたいところであるが、ガバナンスに非常に注意して進めている。郵便事業者は民間企業でありながら、一般の民間企業とは異なり公共性が最大であるため、他とは異なる様々な配慮が必要となることははっきり言えるのではないか。

また、今回、報告書案、ロードマップ案及び郵便ガイドライン解説改正案を拝見すると、簡単に申し上げると、まずはガバナンスから、着実に進めるということになるのではないかと考える。もちろん、一定の計画性を持って確実に目標を達成していくことも重要であるが、着実に進めるということは、今回の議論を経て得られた一つの結果なのではないか。ロードマップ案にて、信頼の回復をしてデータガバナンスの体制強化を図りつつ、まずは顧客情報を含まないデータビジネス、それからオプトインモデルのサービスを充実させるとなっている。結局、そのように段階的に進めないと、社会受容性が低い取組に踏み込んで批判されることになると、データ利活用全体が止まり、宝の持ち腐れということになってしまうため、そこに注意して進めていただきたい。無理のな

いようにということは、一つのメッセージであったかと思う。そのため、まずはガバナンスに関する準備を整えていただき、それができてから、次のフェーズに移ることが重要ではないか。

最後に、大谷構成員からも言及のあったとおり、パーソナルデータを使う場合に、利用者によるデータコントロールを可能にするオプトインモデルを想定されているが、これは非常に重要なことであり、このような形でビジネスを展開することが良いのではないかと考えているため、お願いしておきたい。

庄司データ活用推進 WG 主査： 郵便局データは非常にポテンシャルがあるが、着実に一歩ずつ進めて、データ活用を進めていただきたいということが趣旨になると思う。大きな変化を意味する DX という言葉もあるが、組織の体質は一足飛びに変わるものではない。オープンデータ等は早期に取り組むのが良いのではないかと思うが、少しずつ取組を進めて実績を積み、データ社会に合った内部の体制、あるいは組織文化に変え、そしてそれを外に発信することで信頼を獲得していくという、長期的な取組を期待したい。

また、データは外部とのやり取りの際のメディアのような存在となるため、データの提供や内部での活用で完結するのではなく、データの活用あるいは提供が、組織を外に開いて風通しを良くしていくことにも繋がるのではないか。そのようなオープン化にも期待をしたい。

谷川座長： 本日、構成員の方々より御指摘があったが、データ活用を促進したい面と、丁寧に進めていかなければならない面の2つの側面があり、調整機能が今後非常に重要になると改めて感じている。総務省が今後取り組む「郵便局データ活用アドバイザーボード(仮称)」の機能が非常に重要になる。この点、総務省側でもしっかり運用いただきたい。

西口日本郵政常務執行役： 本日含め、本検討会においては、プライバシー保護の重要性に留意しつつ、特に郵便分野を中心とした郵便局データの利活用策について、精力的に議論いただき、グループを代表して御礼を申し上げる。

本日お示しいただいた報告書案の中においては、郵便局データの活用に向けた信頼の回復、データガバナンスの体制の強化等、重要な指摘が含まれていると認識しており、日本郵政グループとしても、これらの指摘を踏まえ、今後とも総務省と十分連携しながら、データ活用にしっかりと取り組んでまいりたい。本日の議論でもあったが、郵便局データについては、公共の分野においても、民間の分野においても、その利活用が強く求められていると認識している。一方、日本郵政グループが置かれている状況においても、金融2社の株式の売却を進めていくことが法律上求められており、ビジネスモデルの転換を早急に図る必要性に直面している。そのような意味で、データ利活用の分野は転換していくビジネスモデルの大きな柱の一つになると期待しており、今後、郵便局データの利活用を是非積極的に進めてまいりたいと考えている。本検討会に参加いただいている構成員の先生方をはじめ、より一層の御支援をいただきたく、是非引き続きよろしくお願ひしたい。

小池日本郵便常務執行役員： 郵便局が保有及び取得をしているデータの活用及び取扱いについて、本検討会の2つのWGにおいて、これまで構成員の先生方に

熱心な御議論をいただき、改めて感謝申し上げます。また、本検討会の期間に露見し、問題と認識されたお客様情報の不適切な取扱い事案について、皆様からも厳しい御指摘をいただき、改めてお詫び申し上げます。

弊社においては、その後の対策として、個人情報の適切な取扱いを徹底するために、再発防止策を今年1月に策定、公表している。本年2月から3月には、エリアマネジメント局長及び全社員それぞれに向けての研修や理解度のチェックテストを実施し、今後も、四半期ごとの研修の実施、定期的な取組状況の検査及びモニタリング等も行なう予定である。これらに取り組みつつ、引き続きお客様からの信頼回復を最優先に、先ほどの御議論でもあったとおり、全社員への理解浸透に努めてまいりたい。再発防止はもとより、改めて信頼回復、あるいは信頼をより高めていける会社にしていきたいということで取組を進めてまいりたい。

今回、報告書案及びガイドライン解説改正案をお示しいたいただき、特にロードマップで、コミットメントを公表いただいている。日本郵便としても、信頼の回復、データガバナンスの体制強化について、着実に取り組む必要があると考えている。その中で、データドリブンによる郵便・物流事業改革を引き続き進めていきたいと考えているとともに、御議論いただいた内容を基に、どのようなことが出来るのかについても深掘りをして、公的要請に応えるデータの活用、その次のビジネスの観点での活用等、着実にデータの活用が出来るようにしていきたい。先ほどから御議論があるように、恐らく日本一多い個人情報を扱う会社であるため、その点も頭に置きながら対応してまいりたい。

また、総務省との連携も深め、車の両輪という言葉もあったように、意思疎通を図りながら、日本郵政グループとして対応を進めてまいりたい。

このような場をいただいたことを感謝するとともに、これからまさに緒に就いてやっていくところであるため、引き続き構成員の先生方にも御指導いただきながら、御意見を頂戴しつつ、日本郵政グループとして進めてまいりたいと思うため、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

松田郵便課長： 先ほどデータドリブンについては、長田構成員からも分かりにくいところのご指摘があったため、報告書案の脚注にデータドリブンの説明を記載したい。また、報告書案のロードマップにおけるオープンデータの推進、ベース・レジストリ、郵便ポストの位置情報等の整備については、積極的に検討し、展開を図るということで、展開という文字を入れさせていただく。

巽構成員： 私の発言の後の御議論を拝聴し、前回の会合でも発言したことではあるが、総務省側に置かれるアドバイザーボードと、日本郵政グループに置かれるWGとの関係性の基本的なコンセプトについて議論が必要であろうという点を再度強調したい。公益性を持った事業者と規制当局との関係は、幅広く現在の日本の行政で問題になっている事柄である。デジタルプラットフォーム規制など、他の事業分野の事例も横目で見ながら、その輪に加わるような形で郵便分野の議論が共有されていけば、日本の規制行政全体にとっても非常に意義が大きいものになると思う。そのような視点も何らかの形で報告書案に入れ込んでいただけるとありがたい。

(3) 閉会

(谷川座長の宣言により閉会。)

(以上)